

粗大ごみが入った袋を回収してしまつた場合、処理施設の機械の詰まりを起す原因となりま

すので、必ず粗大ごみとして出すか、それぞれ40センチ、90センチ未満となるように切断して出してください。

さらに、記名がされていないごみ袋や、可燃物と不燃物が一緒に入つたごみ袋、指定ごみ袋の内側に、同じ大きさの黒や青など、色付きのポリ袋を重ね、中身を見せない状態でごみを入れて集積所に出すのもルール違反です。

こうしたごみは、収集の際、分別されているか見分けることができませぬので、ごみは必ずそのまま指定の袋に入れてください。また、生ごみや衛生用品など、人目に触れられたくないごみは、必要最小限の小さなレジ袋や新

聞紙を利用し、指定の袋に入れるようにしてください。

収集車両から火災が発生

ルール違反のごみにより、昨年12月と今年1月には、不燃ごみ収集作業中に、収集する車両から火災が発生しました。

原因は、不燃ごみの中の「使い捨てライター」や「金属製のスプレー缶」によつて、積み込み中に発火し、プラスチック類に引火したものと思われま

す。今回は、車に搭載した消火器で消火でき、大事には至りませんでした。非常に危険です。

「使い捨てライター」は使い切つてから不燃ごみに、「スプレー缶」は、必ず穴を開けて中のガスを抜いてから、集団資源回収に出すようにご協力をお願いします。

《ルール違反のごみ出し例》



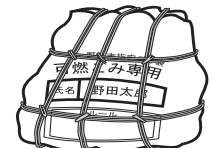
有色ポリ袋を重ねる



無記名



ガムテープによる口止め



袋全体をひもでくくる

ルール違反は取り残しも

ごみを集積所に出してしまえば、排出者の責任が終わるといふことではありません。

ルール違反のごみは黄色のシールを貼付して、回収せずに取り残し、集積所を利用する方々

不法投棄は「犯罪」

見かけたなら市や警察へ

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながる、絶対に許すことができない犯罪行為です。

平成20年には、引越しの際に出るごみを市内の山林に投棄して逮捕された事例をはじめ、市内で14人が検挙され、いずれも数十万円もの罰金刑に処されました。

人目につきにくいから、ごみが捨ててあるから、他人もやっていると、ポイ捨てだったら構わないからなどの理由で、心無い人のごみの不法投棄が後を絶たない状況です。

市では、不法投棄を防止し、市民の快適な生活環境を守るため、廃棄物減量等推進員を中心とした通報や推進員地区代表者

の責任で処理していただいています。

市では、ルールを守り、一人ひとりが責任を持ってごみ出しをしていただくために、分別の方法をはじめ、ごみや資源の出し方、ごみ減量に関する諸制度などをまとめた冊子「ごみの出



パトロールカーで市内を巡回

によるパトロールをはじめ、委託業者による巡回、24時間電話通報制度、関係地権者へ草刈りや防護柵の設置などの土地管理の強化要請、不法投棄防止看板の設置、さらには監視カメラの設置などで、不法投棄防止対策を実施しています。

◆通報は24時間受付

不法投棄を、「しない」「させない」「許さない」意識を、地域が一体となつて持つことが大切です。

不法投棄を見かけたら、野田警察署(☎7125-0110)、清掃第一課(☎7138-1001)、関宿クリーンセンター(☎7196-0022)まで、①自分の住所、氏名、電話番号、②不法投棄の発生あるいは発見し

し方・資源の出し方」を毎年皆さんに配布していますが、それでも不明な点は、地域の廃棄物減量等推進員や市役所にお問い合わせください。

【問合せ】資源回収のことは清掃計画課、ごみ出しのことは清掃第一課、関宿クリーンセンター

た日時、場所、投棄されたものとその量、③投棄者、車両の種類・色・ナンバーなど、詳細な情報も分かる範囲でお知らせください。

なお、清掃第一課と関宿クリーンセンターでは、休日、夜間も留守番電話で常時通報を受け付けています。

【問合せ】清掃第一課、関宿クリーンセンター